

巡視船艇整備事業 評価書

新規事業採択時評価

| 令和元年度 | | | | | |
|--------------|--|-------|-------|-------|----------------|
| 事業名(箇所名) | 大型巡視船(PL型)1隻建造 | 担当課 | 船舶課 | 事業主体 | 国土交通省 海上保安庁 |
| | | 担当課長名 | 矢頭 康彦 | | |
| 事業内容 | 大型巡視船(PL型)1隻の建造及び就役 | | | | |
| 配備管区及び主な活動海域 | 調整中 | | | | |
| 整備期間 | 開始 | 令和元年度 | 完了 | 令和4年度 | |
| 総事業費(億円) | 約72億円 | | | | |
| 運用開始年度 | 令和4年度 | | | | |
| 耐用年数 | 25年 | | | | |
| 本事業に関連する事業 | | | | | |
| 政策(施策)目標 | 政策目標:安全で安心できる交通安全の確保、治安・生活安全の確保 施策目標:船舶交通の安全と海上の治安を確保する | | | | |
| 事業の効果分析 | | | | | |
| (1)必要性・緊急性 | <p>①大型巡視船(PL型)整備の必要性 海難救助や海上犯罪の取締りといった普遍的な海上保安業務は、全ての巡視船艇に共通する基本的業務であるが、大型巡視船(PL型)(以下「PL型巡視船」という。)は、耐航性、動揺安定性、長期行動能力を持つことから、海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の海上保安業務全般を担う主力船型であり、これら能力を有するPL型巡視船の整備を緊急に進めていく必要がある。</p> <p>②大型巡視船(PL型)整備の緊急性 国土強靱化、防災・減災への取組みとして、緊急時対応のための巡視船艇の整備等を着実に推進する必要がある。</p> | | | | |
| (2)事業の効果 | <p>本事業でPL型巡視船を整備することにより、期待される業務上の効果は以下のとおり。</p> <p>① 耐航性・動揺安定性、長期行動能力、速力性能等の船体性能を得ることが出来る。</p> <p>② 昼夜を問わない広域的な監視探証能力を得ることが出来る。</p> <p>③ 厳正かつ的確な法執行活動が可能となる制圧能力を得ることが出来る。</p> <p>④ 付近通航船舶に対し、昼夜を問わず視覚的に意思伝達ができる能力を得ることが出来る。</p> <p>⑤ 情報処理能力を得ることが出来る。</p> | | | | |
| (3)主たる効果の抽出 | 整備しようとするPL型巡視船は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制の強化を図ることができる。 | | | | |
| 事業の総合評価 | 事業内容及び評価結果が適当であると判断。 | | | | |

【大型巡視船(PL型)】

